

令和 6 年 5 月 15 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K03379

研究課題名（和文）国際的な専属裁判管轄の機能的意義に関する研究

研究課題名（英文）Research on the Functional Significance of International Exclusive Jurisdiction Clauses

研究代表者

嶋 拓哉（SHIMA, Takuya）

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：80377613

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際的な法定専属管轄条項（民訴法3条の5）の連結点が外国に所在する場合には日本の国際裁判管轄を否定するのが通説的見解であるが、この見解は管轄の消極的抵触を発生させ原告の司法救済権を侵害する恐れがあること、当事者間で同一発明に対応する複数国の知財権を一括して譲渡する場合や、外国知財権の譲渡契約の当事者がともに日本居住者や日本企業である場合には、通説的見解は当事者の予見可能性を損なう恐れがあること、民訴法3条の5は、内国不動産の帰属を巡る訴えを国際的な法定専属管轄事項から除外するが、安全保障の観点からこれを改め、外人法による規制の実効性確保を図る必要があること、の3点を論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本の専属管轄規定の連結点が外国に所在する場合には日本の国際裁判管轄を否定する通説について、こうした解釈論は外国主権に真に配慮を払うことにもならず、原告の司法救済権を侵害するものであり、理論的に不適切であることを指摘した。また、外国知財権の譲渡を想定すると、通説によれば日本の国際裁判管轄が否定されるが、これによって企業実務に支障が生じる恐れがあることから、実務的視点からも通説を見直す必要があることを指摘した。さらに現行法制では内国不動産の物的権利を巡る訴訟を日本の専属管轄事項から除外しているが、国家安全保障の視点から立法論としてこれを改める必要があることを論じた。

研究成果の概要（英文）：In this study, the following three points are discussed. (1) the prevailing opinion that if the connection point of the international exclusive jurisdiction clause (Article 3-5 of the Code of Civil Procedure) is located in a foreign country, Japan's international jurisdiction should be denied because this opinion can create a negative conflict of jurisdictions and infringe on the plaintiff's right to judicial relief, (2) In cases where the parties collectively transfer intellectual property rights of multiple countries corresponding to the same invention, or in cases where both parties of a contract to transfer foreign intellectual property rights are Japanese residents/companies, the prevailing opinion can impair their legal predictability; and (3) Article 3-5 of the Civil Procedure Code does not stipulate judicial cases on the ownership of domestic real estate as a matter of international exclusive jurisdiction, but it should be revised from the standpoint of national security.

研究分野：国際私法・国際民事手続法

キーワード：国際的な法定専属管轄 法定専属管轄規定の双方化 民訴法3条の5 知財権譲渡契約 内国不動産の物的権利を巡る訴え 外国人土地法 プリュッセルIbis規則24条

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

明文規定が存在しない中で、長らく学説は、日本の登記・登録や内国不動産の物的権利に関する訴訟等を日本の専属管轄の対象とする旨の解釈論を展開してきたが、平成23年民訴法改正により、民訴法3条の5として国際的な専属管轄に関する明文規定が設けられた。もともと、国際的な専属管轄を巡っては、幾つかの疑問点が見受けられた。通説は、日本の専属管轄に関する連結点（例えば、登記・登録に関する訴えの場合には、登記・登録地）が外国に所在する場合には、日本の国際裁判管轄を否定すべきとする見解を提唱する（こうした見解を「専属管轄規定の双方化」という）が、裁判実務はこうした双方化を否定し、例えば外国に登記・登録地が所在する場合でも、その登記・登録に関する訴訟に日本の裁判管轄権を行使してきた（東京地判平成27年3月31日平成24年（ワ）第30809号等〔外国不動産の登記抹消請求〕）。また、平成23年民訴法改正前には、学説は内国不動産の物的権利に関する訴訟を専属管轄の対象と考えていたが、同改正により新設された民訴法3条の5ではこれを専属管轄の対象から除外している。このように国際的な専属管轄を巡っては検討を要する事項が散見されるが、先行研究が僅少であり、これに正面から応える研究成果はいまだ存在しない。こうしたことを背景として、本研究課題を着想しこれに取り組むことを決意した次第である。

2. 研究の目的

本研究は、国際的な専属管轄の意義を包括的に検討することを目的とするものである。主として、次の各論点を取扱うことを展望する。なお、(1)と(2)の論点は解釈論に関する問題であり、(3)の論点は立法論に関する問題である。

(1) 民訴法3条の5第2項は日本の登記・登録に関する訴訟を日本の専属管轄の対象に含めているが、通説はこの規定を双方化し、外国に登記・登録地が所在する場合には日本の国際裁判管轄を否定する。果たしてこうした通説の立場は正当であるか。

(2) 日本企業の間で外国の登録知財権の登録移転・抹消が争われているケースでは、通説は専属管轄規定の双方化を提唱するため日本での訴訟提起を認めないが、これでは当事者の利便性に欠ける。また、同一の発明に対応する複数国の登録知財権を譲渡したものの、当事者間でそれらの登録を巡り紛争が生じる場合には、日本の登録知財権とそれ以外の国の登録知財権との間で日本の裁判管轄権の行使に違いが生じるが、これでは紛争の一体的解決を求める当事者の期待に反し、その予見可能性を害する恐れがある。こうしたことから、登録知財権に関しては、専属管轄規定の双方化を否定すべき実務上の要請がより強いと考えられるのではないか。

(3) 平成23年民訴法改正前の段階で、通説は内国不動産の物的権利関係に関する訴訟を国際的な専属管轄の対象として捉えてきたが、同改正によって創設された民訴法3条の5では、この訴訟類型を専属管轄の対象から除外することで決着した。平成23年民訴法改正の検討過程でいかなる議論がなされて、こうした結論に帰着したのであろうか。また一歩進めて、立法論としてはこ

れを改めて、内国不動産の物的権利関係に関する訴訟を専属管轄の対象とすべきではないか。

3. 研究の方法

本研究の遂行に当たっては、文献購読が中心的手法に据えられる。第一に、僅少ではあるが、日本における先行研究として幾つかの重要な論稿が存在する（後掲の江川英文先生、横溝大先生の論稿等）ことから、これらを渉猟し現時点における到達点を把握・確認することが重要である。第二に、平成23年民訴法改正の審議過程を調査し、民訴法3条の5の制定経緯の詳細を明確にすることである。とりわけ、それまでの通説では内国不動産の物的権利に関する訴訟を法定専属管轄の対象と考えてきたにも拘らず、民訴法3条の5ではそれが覆されており、平成23年民訴法改正の審議過程からその理由を抽出する作業は必須である。第三に、比較法的検討手法の導入である。特に欧州連合ブリュッセル Ibis 規則24条やドイツ民訴法24条では、内国不動産の物的権利に関する訴訟を専属管轄の対象として規定するほか、専属管轄規定の双方化に否定的な見解が通説的な立場を占めている。これらはいずれも、民訴法3条の5の規定内容及び日本の通説とは立場を異にしており、国際的な専属管轄を巡る日本の現状を相対化して議論するための有用な比較基準になり得るものである。

4. 研究成果

本課題の研究を通じて得られた成果は次のとおりである。

(1) 専属管轄規定の双方化に関する成果

- ① 日本の学説及び平成23年民訴法改正の立案担当者は専属管轄規定の双方化を支持するが、他方において、この結論に否定的な少数意見も存在する。また、学説では専属管轄規定の双方化を支持する見解が多数を占めるものの、裁判実務は、仮令専属管轄の連結点が外国に所在する場合であっても日本の裁判管轄権を直ちには否定する立場は採用しておらず、双方化を支持しているとは言い難い状況にある。
- ② 比較法的検討によれば、欧州連合ブリュッセル Ibis 規則24条の解釈を巡り、通説は同条の双方化を否定する。その根拠は、双方化により管轄の消極的抵触が生じ、原告の司法救済権を侵害する恐れがあること、専属管轄規定は一般管轄規定の例外をなすものであり、抑制的な解釈・適用が求められること、ブリュッセル Ibis 規則は非構成国との間で管轄の配分機能を有しないこと等に求められる。なお、相互主義の促進と世界規模での管轄の協調的配分の実現を目指して、同条の双方化を肯定する見解も存在するが、少数に止まっている。またドイツ民訴法24条を巡る学説の状況も、ブリュッセル Ibis 規則24条のそれとほぼ同じである。
- ③ 日本の通説（欧州における少数意見）は、双方化を支持する根拠を、相互主義の促進と管轄の協調的配分の実現に求めるが、いずれの根拠も説得力に欠ける。即ち、相互主義を促進するのであれば、日本の主権的関心ではなく外国の主権的関心に基づいてその外国の専属管轄を判断すべきであり、日本の通説が採る姿勢は真の相互主義の実現に繋がるものではない。また、日本の主権的関心に基づいて外国の専属管轄を判断したとしても、管轄の消極的抵触が生じること等により、協調的配分が達成できる保証はない。

(2) 知財権の登録に関する訴えを巡る特別の考慮に関する成果

- ① 知財権の登録に関する訴訟も民事訴訟法3条の5第2項の射程に含まれる。外国知財権の登録に関する訴訟が日本で提起された場合には、通説は日本の国際裁判管轄を否定する。もっとも、裁判実務は必ずしもこうした見解に与しているわけではない（東京地判平成5年10月22日知財裁集26巻2号729頁〔参考収録〕、東京地判平成16年3月4日平成13年（ワ）第4044号、東京地判平成19年3月28日平成8年（ワ）14031号。なお、東京地判平成15年9月26日平成15年（ワ）第14128号は通説を支持するものの、傍論として言及するに止まる）。
- ② 通説を前提にすると、登録知財権を巡る企業実務に幾つかの悪影響が生じかねない。飽くまで一例であるが、特許権譲渡契約において譲受企業から登録移転債務の履行が求められた場合に、譲渡企業は代金債務の履行を求めて反訴を行う可能性がある。仮に外国特許権の登録に関する事項につき日本の国際裁判管轄が認められないとすれば、日本の裁判所では、譲受企業からの本訴のうち、日本特許権の登録移転に関する部分に限り、自らの管轄を肯定して本案処理を行うに止まる。他方で、譲渡企業からの反訴について、日本の裁判所が日本特許権の登録移転に対応する代金債務のみを取扱うのであれば兎も角、日本の裁判所が外国特許権の登録移転に対応する部分も含めて、当事者間における譲渡契約で示された代金債務全額について裁判管轄権を行使することが許容されるのであれば、本訴と反訴の間で請求の取扱範囲を巡って不均衡が生じてしまう。
- ③ 譲渡企業、譲受企業からすれば、特許権譲渡契約を締結するに当たり、各自が当該契約に伴う総ての法的リスクについて一体として判断を行い、合意に向けた意思形成を図っている。日本特許権だけではなく、外国特許権についても同様に、登録移転に関する請求を行う必要があるのであれば、また、特許権の登録移転債務の裏側に存在する代金債務の履行も併せて問題になるのであれば、これらが同一の特許権譲渡契約に起因する法的紛争である以上、当事者はこれらの事項総てを纏めて、紛争の一体的な解決が図られることを期待するのが通常である。とりわけ、当事者が特許権譲渡契約の中に日本に専属管轄を認める合意条項を設けている場合や当事者がともに日本企業である場合には、当事者としては、外国特許権の登録移転及び外国特許権に関する代金債務の履行についても、日本特許権に関する同様の請求と併せて、日本の裁判所において一体的な紛争解決を図ることを強く希望しているものと推察される。少なくともこうした場合には、当事者の期待の保護及び当事者の予見可能性の確保という視点からも、外国の主権的関心への配慮に優先させる形で当事者の意思を尊重することが、強く要請される

(3) 内国不動産の物的権利を巡る訴えに関する成果

- ① 平成23年民訴法改正では、①譲渡契約等の当事者が不動産の引渡しを請求する場合に、物権的請求権と債権的請求権のいずれに基づくかによって、適用される国際裁判管轄の規律が異なるのは不合理であること、②日本居住者間において外国不動産の権利帰属に関する判断を日本の裁判所に求める機会を一律に排除すべきでないこと、③物権及び物権的請求権の範囲を明確に画するのは法制的にも困難であることを根拠として、内国不動産の物的権利に関する訴訟を法定専属管轄の対象から除外したが、①～③のいずれも根拠として薄弱であり、説得的とは言い難い。
- ② 現行法は、内国不動産の物的権利に関する訴訟を日本の法定専属管轄の対象から除外する一方で、民訴訟3条の5第2項で、内国不動産の登記移転・抹消請求訴訟が日本の法定専属管轄の対

象である旨を規定する。しかしながら、外国裁判所がその判決において内国不動産の物的権利に関する実体判断を下し、その内国効力が承認されるのであれば、日本の裁判所では、その外国裁判所の判決内容に忠実に従い登記手続に必要な意思表示を行うことを当事者に命じるだけのことである。外国裁判所が日本所在の不動産の物的権利について実体的な判断を下した時点で既に、当事者間の勝負が着いているのであるから、その登記移転請求訴訟等のみを殊更に取り立てて日本の法定専属管轄の対象とする実益に乏しい。こう考えると、内国不動産の物的権利に関する訴訟を法定専属管轄の対象から除外しつつも、その登記移転請求訴訟等を法定専属管轄の対象とするのは、本末転倒である。むしろ主権的・国家的利害の確保という観点から重要なのは、内国不動産の物的権利に関する実体判断を日本の裁判所に集中させることであり、内国不動産の物的権利に関する訴訟を法定専属管轄の対象とする立法的な手当を行うことが望まれる。そうした立法的な手当が実現するのであれば、登記移転請求訴訟等を法定専属管轄の対象から除外しても、何ら支障は生じない。

- ③ 日本には現在に至るまで、国家安全保障及び領土主権を確保する観点から、外国人による国内土地取得を制限するための法制、即ち、外国人土地法（法律第 42 号。大正 14 年 4 月 1 日制定。翌年 11 月 10 日施行）が存在しており、同法こそ、内国不動産の物的権利の取得に関して、主権的・国家的利害の観点から適用を貫徹すべき強行法規（外人法）である。もともと、外国人土地法にはその規制の実効性確保の面で重大な欠陥がある。同法自体は現在も施行中であるものの、同法の規制内容を具現化するために必要な政令が一切制定されておらず、その結果、同法による規制の実効性が全く確保されていない。日本を取り巻く国際情勢が厳しさを増している現状を直視した上で、土地だけではなく建物等を含めた内国不動産の物的権利の取得に関して、外国人の人権や経済活動の自由等にも配慮しつつ、日本の主権的・国家的利害を正當に反映させた新たな実質法体系を整備することが急務である。

<引用文献>

江川英文「国際私法における裁判管轄権（1）～（3・完）」法学協会雑誌 59 卷 11 号 1761 頁（1941 年）、60 卷 1 号 54 頁、60 卷 3 号 369 頁（1942 年）

佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答・平成 23 年民事訴訟法等改正－国際裁判管轄法制の整備』（商事法務，2012 年）

横溝大「国際専属管轄」名古屋大学法政論集 245 号 123 頁（2012 年）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計30件（うち査読付論文 9件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 11件）

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 24号
2. 論文標題 国際的な法定専属管轄って、これでいいの？ 登録知財権に焦点を当てて考える	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 167-190
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 73巻1号
2. 論文標題 Online Service Providerを巡る国際的な法規律 抵触法の視点からの考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 2186号
2. 論文標題 「日本企業と社会的正義の関係」を国際的な文脈の中で考える 和仁 = 児玉論文の問題意識を踏まえて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 14-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1578号
2. 論文標題 北朝鮮帰国事業を巡る訴訟における裁判権免除，不法行為地管轄・緊急管轄等	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 150-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 72巻5号
2. 論文標題 「不動産の権利に関する訴訟」を国際的な法定専属管轄の対象にする必要はないのか？ - 実効的な領土保全に向けた取組みとして -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1313-1359
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1560号
2. 論文標題 国境を越える営業秘密侵害に関する抵触法的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 27-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1563号
2. 論文標題 英国籍を有する被相続人の本国法及び遺言・相続準拠法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 138-141
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 第3版
2. 論文標題 隠れた反致	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 道垣内正人 = 中西康編・国際私法判例百選	6. 最初と最後の頁 16-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 第3版
2. 論文標題 任意代理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 道垣内正人 = 中西康編・国際私法判例百選	6. 最初と最後の頁 46-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 71巻1号
2. 論文標題 欧州連合規則における法定専属管轄に関する一考察	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 71巻5号
2. 論文標題 わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 963-1005
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1545号
2. 論文標題 選択的連結と反致, 親子関係不存在確認を巡る法の適用関係	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 115-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1554号
2. 論文標題 契約締結を目的とする欺罔行為を巡る国際裁判管轄と準拠法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 122-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 59号
2. 論文標題 日本法人保有の情報の使用及び開示の差止等請求と不競法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 142-145頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1534号
2. 論文標題 不正競争行為を巡る国際的な法の適用関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 130-133頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 第6版
2. 論文標題 著作権の侵害	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小泉直樹 = 田村善之 = 駒田泰士 = 上野達弘編・著作権判例百選	6. 最初と最後の頁 214-215
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 第5版
2. 論文標題 対価請求をめぐる国際的な法の適用関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 小泉直樹 = 田村善之編・特許判例百選	6. 最初と最後の頁 200-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 672号
2. 論文標題 道内のインバウンドを巡る法的問題について(上)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 開発こうほう	6. 最初と最後の頁 6-10頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 673号
2. 論文標題 道内のインバウンドを巡る法的問題について(下)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 開発こうほう	6. 最初と最後の頁 24-28頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 69巻5号
2. 論文標題 ファイナンス・リース取引の抵触法上の取扱いについて-ドイツの学説を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1464-1498
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1520号
2. 論文標題 貸金業法の国際的適用範囲	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 146-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 49号
2. 論文標題 競業者による複数の不法行為を巡る国際裁判管轄と準拠法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 知的財産法政策学研究	6. 最初と最後の頁 453-464
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 45巻6号
2. 論文標題 ディスカヴァリに基づく米国判決の承認問題について(再考)~ドイツにおける議論を中心に〔上〕	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 791-800
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 45巻7号
2. 論文標題 ディスカヴァリに基づく米国判決の承認問題について(再考)~ドイツにおける議論を中心に〔下〕	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1013-1020
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 68巻4号
2. 論文標題 結合取引の準拠法 - 第三者信用販売取引を中心に据えて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1010-1052
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 68巻5号
2. 論文標題 国際的な銀行の破綻処理を巡る抵触法上の諸問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1301-1324
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 55号
2. 論文標題 外国国家発行円建て債券の管理会社による任意的訴訟担当	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 134-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1506号
2. 論文標題 船舶先取特権の準拠法および船舶の物権準拠法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 123-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 1516号
2. 論文標題 インターネットを利用した著作権侵害を巡る国際裁判管轄と準拠法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 122-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋拓哉	4. 巻 654号
2. 論文標題 インバウンド現象を巡る法的課題とその解決に向けた視座	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 開発こうほう	6. 最初と最後の頁 12-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 国際的な法定専属管轄って、これでいいの？ - 登録知財権に焦点を当てて考える -
3. 学会等名 国際私法学会第134回研究大会 (2021年6月12日)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 英国籍を有する被相続人の本国法および遺言・相続準拠法
3. 学会等名 涉外判例研究会 (2021年7月17日)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 Online Service Providerを巡る国際的な法規律 抵触法の視点からの考察
3. 学会等名 デジタル・プラットフォームビジネス研究会 (2022年1月29日)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 契約締結を目的とする欺罔行為を巡る国際裁判管轄と準拠法
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 国際的な法定専属管轄って、これでいいの？
3. 学会等名 関西国際私法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 不正競争行為をめぐる国際的な法の適用関係
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 親子関係不存在確認を巡る法の適用関係，および選択的連結と反致
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 国際的な金融機関の破綻処理を巡る諸問題
3. 学会等名 国際法学会2017年度（第120年次）研究大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 インターネットを利用した著作権侵害を巡る国際裁判管轄と準拠法
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 貸金業法の国際的適用範囲
3. 学会等名 涉外判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 嶋拓哉
2. 発表標題 ファイナンス・リース取引の準拠法 - ドイツの学説を参考に
3. 学会等名 関西国際私法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 嶋拓哉, 高杉直 (以上は編著者), 種村佑介, 長田真里, 竹下啓介, 織田有基子, 多田望 (以上は著者)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 296
3. 書名 国際民事手続法	

1. 著者名 千葉恵美子編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 民法法研究会	5. 総ページ数 468
3. 書名 キャッシュレス決済と法規整	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------